

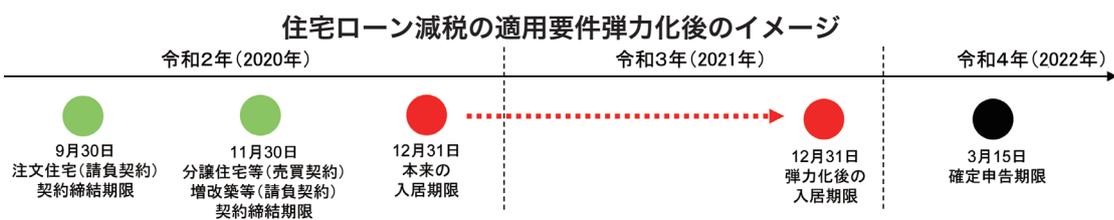


TOPIC 1 | 次世代住宅ポイントの申請8月末までに 新型コロナで

国土交通省は、新型コロナウイルスの影響により3月末までに住宅購入やリフォームの契約ができなかったケースでの次世代住宅ポイントの申請期限を8月末までと決めた。

次世代住宅ポイント制度の申請期限は今年3月末までで既に終了しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業者から受注や契約を断られ、令和元年度末までに契約できなかったケースがあったという。この救済措置として、同省では、4月7日から8月31日までに契約を行った場合、ポイントの申請ができるようにした。

また、住宅ローン減税の「控除期間13年間」の適用要件も弾力化される。もとの適用要件は



2020年12月末までの入居が必要だが、新型コロナウイルスの影響で、入居が間に合わないケースも想定されることから、国は関連税制法を改正し、21年12月末までの入居と要件を弾力化する。

この場合の要件として、新型コロナウイルスの影響で、入居が遅れたことに加えて、一定の期日までに契約が行われていることが必要となる。新築注文住宅では今年9月末、分譲住宅・既存住宅の取得、増改築などならば同11月末となる。

TOPIC 2 | 新型コロナウイルス 住宅受注を直撃

新型コロナウイルス感染症拡大による影響が住宅受注にも出始めた。大手住宅メーカーがまとめた3月の住宅受注速報では軒並み前年を2桁以上下回った。緊急事態宣言が全国に拡大され、景気の先行き不透明感がさらに強まり、受注環境の厳しさが増している。

政府は4月16日に緊急事態宣言の対象を全国に拡大した。全国の知事は法的根拠に基づき全国の外出自粛などを要請できることになり、全国的に住宅受注への影響が避けられない情勢だ。

既に対象となっている東京都は緊急事態宣言を受け休業要請の対象となる施設などを公表。1000㎡超の住宅展示場も対象となっている。100㎡以下の展示場での営業継続は可能なものの、その場合、「適切な感染防止対策の徹底」を都は求めており、通常営業ができない状況だ。

休業要請の公表から最初の週末を迎えた4月12日、東京

都内の住宅展示場には来場者の姿もなく、閑散としていた。こうした状況が今後、全国の住宅展示場に広がる恐れが高い。

新型コロナウイルスによる受注への影響が既に出始めている。大手住宅メーカーが発表した3月の受注速報は前年比で軒並み2ケタ台の大幅減少となった。昨年3月は、同10月からの消費増税を控え駆け込み需要があり反動減は織り込み済みだったが、新型コロナウイルスの影響を受け、各社の下振れの想定をそれぞれ大きく下回った。旭化成ホームズは「新型コロナウイルスの感染拡大防止のため積極的な営業活動を控えたことや、集合において消費増税前の駆け込み需要の反動があったことなどにより、マイナスの受注となった」。リフォームでは、住友林業が「新型コロナウイルス感染症への懸念を背景とした商談の長期化も生じている」としている。